

令和3年度事業計画

総論

我が国は、新型コロナウイルス感染症により、国民の安全、安心が脅かされ、また、経済に多大な影響を受けているところであります。

しかしながら、自動車整備業は、クルマの安全、環境を守る大切な社会的役割を担っており、クルマ社会を支える基盤となる業界として、地域の経済や社会にとって欠かせない大きな存在として、コロナウイルス禍にあってもその社会的使命を果たしていただいているところです。

さて、景気回復の長期化や少子高齢化もあり企業の人手不足感が大きく高まっており、今後も内需の増加傾向を維持するためには、技術革新や人材投資等によって生産性を大幅に向上させ、限られた人材の効果的な活躍を促すことが重要であり、これによって生産性の向上が賃上げや消費の喚起につながるような好循環を一層推進することが大きな課題となっている。

自動車については、経済状況等を反映して自動車の長期保有傾向が続いており、保有台数は微増の状況である。その中で自動車保有構造は、長期使用車両の増加や維持費の安い軽自動車等への移行が依然として進んでいる。各自動車メーカーの主力は、安全運転を支援するシステムを装備した車両（ASV）であり、また、一部で地域を限定した自動運転の実証実験が行われる等、今後は新技術装置を搭載した車両の増加が予想される。

整備業界においては、急速に進む自動車の自動運転に対応すべく、道路運送車両法が改正され、自動車検査整備制度に関して、OBDを使用した継続検査、衝突被害軽減ブレーキを始めとした先進技術に係る特定整備制度の創設、車検証のICカードへの電子化等の検討も進められた。さらに、人口が減少する社会情勢の中で、若年労働者の採用が難しく、自動車整備士の人材不足への対応が求められており、直面する道路運送車両法を始めとした法律改正への対応や、継続検査OSSの導入等による事業運営の効率化、生産性向上、健全な経営の徹底等の課題を抱えている。

このため、自動車整備業のビジョンIIにも示されている整備技術力の強化、CS向上による入庫・売り上げの拡大、ESの向上等経営資源の充実と活用、健全な経営の実践等により、厳しい経営環境や状況の変化に対応できる業界となることが求められている。

令和3年度事業においては、将来に向けて業界の持続的な繁栄を目指し、業界全体の活性化と経営基盤の確立を推進するため、以下の諸事業を実施する。

事業項目

1. 公益目的支出計画実施事業

公益目的支出計画の確実な実施を図り、定められた定期提出書類を作成し行政庁に提出する等、一般社団法人としての適正な法人運営に努める。

- (1) 自動車使用者の保守管理意識の醸成及び自動車の点検整備の促進を図る。
 - ① 自動車点検整備推進運動の充実
【重点実施期間：令和3年9月1日～10月31日（予定）】
【自動車点検ふれあいフェスティバル2021開催：令和3年9月5日（予定）】
 - ② 自動車点検教室の充実
【マイカーハンドブック等の配布】
 - ③ 点検・整備意識高揚のための啓発活動の充実強化
【キャンペーン期間：令和3年9月1日～10月31日（予定）】
【ユーザー車検等の後整備実施の推進】
- (2) 交通安全及び環境保全活動の推進
 - ① 街頭点検(セーフティーサービス)活動の充実
【実施期間：令和3年4月中旬～10月中旬 延べ24回（予定）】
 - ② 不正改造車排除運動等への協力
【重点実施期間：令和3年6月1日～6月30日（予定）】
 - ③ 交通安全及び交通安全運動に対する広報啓発活動
- (3) 自動車整備士養成施設の充実及び整備士の資質向上を図る
【教材の充実、講師研修会への派遣】

2. 業界活性化・健全化対策

一般社会と自動車使用者に整備業界が安全の確保、環境の保全に貢献していることと、整備業界の社会的有用性やプロによる点検・整備の必要性などを情報発信することにより、社会的地位の向上を図るとともに、整備業界に対する社会の理解と信頼を高め、又あらゆる面での法令遵守体制を確立し、業界の健全化に努める。

- (1) 自動車整備業のビジョンIIの普及促進
 - ① 簡易経営自己診断システムの活用推進

自動車整備業のビジョンIIで提案している健全な経営の実践に資するため、平成27年度より独立行政法人中小企業基盤整備機構の協力の下、自社の経営状況の把握等を簡易的に検証できる「経営自己診断システム」を掲載（日整連）して、整備事業者自らが自社の経営状況を把握・検証することができるよう活用の普及促進を図る。

【本システムは、決算書の財務データを入力するだけで、自動車整備業界内における貴社の各財務指標値の優劣を点検することができるほか、収益性、効率性、生産性、安全性、成長性の5つの要素から経営状態を把握することができる経営支援ツールです。】

- ② 実践マニュアル・好事例集等の活用によるビジョンⅡの推進
ビジョンⅡにおいて提案している整備事業者が取組みを推進するため、「自動車整備業のビジョンⅡ実践マニュアル」及び「自動車整備業のビジョンⅡ好事例集」等の更なる活用促進を図る。
- (2) 整備事業の適正化と整備料金適正化の徹底
【「レバーレート算出ソフト」を活用したレバーレート適正化の推進】
「レバーレート算出ソフト アドレス」
<<http://www.jaspa.or.jp/jaspahp/member/introduction/laborrates.html>>
- (3) オアシス車検&オアシス点検の普及促進
【オアシス車検&オアシス点検の普及促進】
（「オアシス車検&オアシス点検」は、車検整備又は定期点検整備に、整備のプロの誇りである「整備保証書」の発行、確実な点検整備の実施の証である「点検整備済みステッカー」の貼付、さらに、会員の皆様のみがお客様にプレゼントすることができる「てんけん安心見舞金制度」を組合わせたものです。）
- (4) 労働安全衛生対策等の推進
- ① 点検整備作業の安全対策の徹底
【低圧電気特別教育の実施】
- ② 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の施行の周知（時間外労働の上限規制：令和2年4月1日施行）
労働時間の上限について、「月45時間、年360時間を原則とし、臨時で特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働を含む）、複数月平均80時間（休日労働を含む）を限度に設定」等、労働時間に関する制度の見直し等の周知徹底。
- ③ 時間外労働に対する割増賃金率引上げ（令和5年4月1日施行）
月60時間超の割増賃金率が、50%となる。
- (5) 回送運行許可制度の許可申請・適正運営の推進
平成29年11月に自動車の回送運行許可要件について、自動車の分解整備を業とする者の要件が緩和され、改正された「自動車の回送運行許可等事務処理要領」に則り適正な回送運行許可制度を推進する。
- (6) 継続検査OSSへの対応
【保安基準適合証の電子化及び継続検査OSSの推進】
- (7) 道路運送車両法の一部改正に係る周知徹底
【道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、「保安基準対象装置への自動運行装置の追加」及び「分解整備の範囲の拡大（認証が必要な「分解整備」の範囲を、対象装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備等（カメラ、レーダー等のセンサーの交換・調整）に拡大、名称を「特定整備」に改正）及び「自動車検査証の電子化」等が盛り込まれている。
- (8) 整備士確保対策の推進
「青森県自動車整備人材確保・育成推進協議会」への参画

近年の少子化やクルマ離れの進展等により自動車整備士を目指す若者が激減し、自動車整備業界を支える人材の不足が顕在化する可能性が大きいことから、自動車整備に携わる人材確保・育成を図ることを目的として発足した「青森県自動車整備人材確保・育成推進協議会（現在17団体）」の構成団体として参画し、事業を展開する。

【高等学校等へのPR活動、二種養成施設のPR活動等】

(9) 整備事業者の法令遵守の徹

【法令遵守推進のための参考資料の作成】

(10) 自動車整備事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインの周知徹底

3. 自動車使用者対策

整備事業に対する自動車使用者の理解と信頼を得るための事業を推進する。

(1) 自動車整備及び整備事業に関する相談体制の充実

【自動車整備相談窓口の設置：017-739-1801(代表)】

(2) 自動車整備保証の実施促進

【代行業者との差別化推進】

(3) 点検整備入庫率向上のための取組の推進

① 総合的なユーザー向け提案・説明用資料の普及促進

自動車ユーザーに対して「点検と予防整備の有効性の案内」及び「サービスメニューの提案」等を行う際に活用可能なユーザー向け提案・説明用資料の普及促進を図る。

② お客様説明用「コンピュータ・システム診断結果シート」及び「HV・PHV・EV向け推奨点検チェックシート」の普及促進

スキャンツールによる診断内容及び結果を解り易く提示するためのツールであるコンピュータ・システム診断結果シート及び性能の維持や安全性を確保するためには定期的な点検・整備が必要であるハイブリッド車及び電気自動車向け専用の推奨点検チェックシートの普及促進を図る。

4. 整備技術の向上対策等

自動車の技術革新に対応した整備技術の向上を図るために技術研修等の充実に努める。

(1) 整備主任者技術研修の充実

【学科：新機構・新装置の構造 他】

【実技(小型車)：ADAS(概要及びエーミング作業)】

【実技(大型車)：エンジン電子制御システム(排気ガス対策装置含む。)]

【実技(二輪車)：動力伝達装置及びブレーキ装置の構造・機能と点検・整備】

(2) 技術相談窓口体制の充実と外部診断機の活用推進

【技術相談窓口：017-739-1801 担当：教育課】

(3) 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の充実に努める。

(4) FAINESの加入促進

【点検・整備に係る情報の充実】

5. 環境保全・省資源対策等

循環型社会の形成に向けて、産業廃棄物の適正処理、リサイクル部品の普及・促進を図るとともに、自動車使用者への啓発に務める。

(1) 整備事業場における環境対策推進

【環境に優しい自動車販売・整備事業場の推薦（表彰）】

【使用済み自動車等の適正化処理の推進】

【整備事業者によるCO₂削減量算定システム（環境家計簿）の利用促進】

「環境家計簿システム アドレス」

<<http://www6.jaspa.or.jp/hbenv/index.php>>

(2) 自動車環境対策等の推進

【一酸化炭素測定器等の校正体制の充実】

【オゾン層保護への協力】

(3) リサイクル・リユース部品の利用促進

6. 交通安全対策等

関係行政等に協力して、交通安全運動の円滑な実施と交通事故防止対策に協力する。

(1) 交通安全県民運動等の協力支援

(2) 「放置違反金滞納車情報照会システム」の利用促進

「放置違反金滞納車情報照会システム アドレス」

<<https://www3.jaspa.or.jp/r000000.html>>

7. 防犯協力事業

地域貢献活動の一環として、地域社会と協力し社会に尚一層貢献するクルマ屋作りを推進し、犯罪の未然防止を図ることを目的として「こども110番活動」を推進する。

(1) 「クルマ屋さんのこども110番」の登録推進

(2) 「110番のクルマ」の登録推進

8. 広報事業

業界内の意志疎通を図るとともに、整備業界についての理解と認識を高めるための広報活動の充実に努める。

(1) 「青整振会報」の編集、発行

(2) 「青整振ホームページ」の充実

(3) マスコミへの整備業界に関する情報の提供

9. 共済福祉事業

整備事業者および整備関係者を対象とした共済福祉事業を推進し、事業経営基盤の強化と従業員の定着化を図る。

(1) 新企業年金保険（特定退職金共済制度）の加入・促進

本制度は、自動車整備業に従事されている従業員の方々の給付金（退職年金又は退職金）を積み立てておく制度で、1口1,000円で30口（30,000円）まで、任意の口数で加入することができ、退職時には加入口数と加入期間により給付金を支払う制度であり、掛金は税法上負担企業が損金処理のできる制度である。

(2) 自動車整備国民年金基金への加入促進

国民年金基金は、国民年金にご加入されている自動車整備業に従事されている個人事業主と従業員の方々が安定した老後を過ごすことができるように、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会及び各県整備振興会が母体となって平成4年に設立された「自動車整備業」のための職能型国民年金基金です。（2019年4月1日より全国国民年金基金に統合された。）

基金の内容説明等に関しては、0120-445646（事務局）

10. 組織運営活動

諸会議の円滑な運営を主体とし、各協議会と連携のもとに円滑な組織活動の推進を図る。

- (1) 総会、理事会等の会議開催
- (2) 諮問機関の委員会及び部会開催
- (3) 協議会との連携強化及び協力
- (4) 事務局職員の研修会派遣
- (5) 検査業務の円滑化に向けた対応
- (6) 振興会永年勤続役員、永年勤続従業員（職員及び会員事業場）の表彰
- (7) 運輸関係功労者の推薦（支局長表彰 他）
- (8) 優良特定整備事業者の推薦（支局長表彰 他）
- (9) 業界功労者、永年勤続役職員の推薦（日整連会長表彰）
- (10) 自動車業界関係団体との連携、協力等